

イギリス・ドイツにおける ライセンス・オブ・ライトに関する考察

国際第2委員会
第1小委員会*

抄 録 ライセンス・オブ・ライト (LOR: License of Right) は、特許権者あるいは特許出願人が、自己の特許について何人に対してもライセンスする用意がある旨の宣言をすることによって、特許料の減額を受けられる制度である。近年では、中国でも類似の制度(開放許諾制度)が導入される一方で、LORに関する最新の利用実態の報告は十分とはいえない状況である。そこで、当小委員会では、LORの有用性を把握するため、イギリス・ドイツにおけるLORの利用実態、そこから読み取れるLOR活用企業の戦略について調査・分析を行った。この結果、イギリス・ドイツの両方において、日本企業はLORの宣言件数において2位以内にランクインしていることがわかった。さらに、これらの調査・分析結果から、LORの考察及び活用適否を検討する会員企業への情報の提供を検討した。

目 次

- はじめに
- LORの概要
 - 制度概要
 - イギリスのLOR概要
 - ドイツのLOR概要
 - 他国のLOR概要
- 調査対象
- 統計データ分析(イギリス・ドイツ)
- 特定企業の特許戦略分析
 - LOR宣言時期に基づく分析
 - 大学・研究機関の分析
- LORの考察と活用
 - LORの考察
 - LORの活用
- おわりに

1. はじめに

ライセンス・オブ・ライト(以下、LOR)は、特許権者あるいは特許出願人が、自己の特許について何人に対してもライセンスする用意があ

る旨の宣言をすることによって、特許料の減額を受けられることができる制度である。

LORの利用は、特許料削減・未利用特許の利用促進といったメリットがある一方で、実際にLORを利用している特許権者あるいは特許出願人は多くはないという¹⁾。しかし、LORに関する最新の報告は十分とはいえ、その利用実態は不明な状況にある。

そこで本研究では、LORの有用性を把握するため、イギリスおよびドイツにおけるLORの最新の利用実態を調査するとともに、LORを利用する場合のメリット・デメリットを整理することを目的とする。さらに、これらの分析・整理を踏まえ、LORの考察を行うとともに、活用適否を検討する会員企業への情報の提供を行うことを目的とする。

本稿は2020年度国際第2委員会第1小委員会において、大庭弘貴(小委員長、デンソー)、

* 2020年度 The First Subcommittee, The Second International Affairs Committee

大江嘉海貴（東芝テック）、奥山祐美子（日本電気）、伍賀靖洋（サントリーホールディングス）、西尾卓（旭化成）、橋本瑛一（三井化学）、横山卓見（スズキ）、和田学（凸版印刷）が作成した。

2. LORの概要

2.1 制度概要

LORについては、イギリスおよびドイツの制度が比較的良好に知られている。両国の制度に共通する特徴として次の点が挙げられる。

- ・差止請求の制限
- ・LORの宣言取下が可能
- ・ライセンス条件が合意されない場合のライセンス条件決定制度あり
- ・独占排他的実施権の許諾不可
- ・特許料の減額率は50%

2.2 イギリスのLOR概要

LORの根拠条文は、イギリス特許法46条である。LORを宣言可能な時期は設定登録時以降であり、特許出願の段階ではLOR宣言することはできない。LORの宣言主体は特許権者である。

ライセンス条件が合意されない場合のライセンス条件決定制度が定められており、申請によりイギリス知的財産庁（以下、UKIPO）長官が定めることとされているが、UKIPOが決定に関与した案件は、現在までに1件のみである。UKIPOはLORに関するManual of Patent Practiceを発行しており、具体的手続きの際には参照することができる。

2.3 ドイツのLOR概要

LORの根拠条文は、ドイツ特許法23条である。LORを宣言可能な時期は特許出願時以降であり、特許出願の段階でLOR宣言することができる（年金の減額は、出願段階の年金にも適用さ

れる）。LORの宣言主体は特許出願人または特許権者である。

上述のイギリス同様に、ライセンス条件が合意されない場合のライセンス条件決定制度が定められている。またドイツには、従業員報酬率の決定に関して、法定ロイヤリティ率が存在しており、このロイヤリティ率はLORにおけるライセンス料率決定に際してもベンチマークとすることができるかとされている。

例えば、自動車関連の発明の場合、「最大2%」のような具合である。

2.4 他国のLOR概要

イギリス・ドイツ以外でLORに相当する制度を有する国としては、タイ、ブラジル、ロシアが挙げられ、過去の知財管理でもこれらの国のLORが紹介されている²⁾。さらに中国において、未利用特許の活用促進を図るべく、2021年6月1日施行の中国専利法第4回改正法によって、LORに相当する開放許諾制度が創設された。

開放許諾制度においては、開放許諾を希望する特許権者は、書面により何人にもライセンスする意思を示す声明書を中国国家知識産権局（以下、CNIPA）に提出する（この際にライセンス料および納付方法を明記する）ことで、CNIPAにより開放許諾が公告される。一方、ライセンスを受けたい第三者は、特許権者に対し、書面によりライセンスを受けたい旨の通知を行い、公告の内容に従いライセンス料を納付することとされている。

フランスにおいては、LORを設けていた時期もあったが、現在は廃止されている。

日本においては、未利用特許の活用促進を目的として開放特許情報データベースがある。開放特許情報データベースでは、特許権者あるいは特許出願人が第三者に対し、開放（ライセンス契約、譲渡等）する意思のある特許（以下、開放特許という）の有効活用を行うため、開放

特許がデータベース化され、公開されている。一方、開放特許情報データベースでは、開放特許の情報を提供するに留まり、LORのような法的な効果はない。具体的には、特許権者はライセンスを拒否することができ、また、特許料の減額も受けられない。さらに、ライセンス条件の決定は当事者間の交渉に委ねられており、特許庁がライセンス条件の決定に関与することはない。現在の開放特許情報データベースへの総登録件数は26,583件である（2020年11月17日時点）。

3. 調査対象

本調査では、イギリスおよびドイツにおけるLORの最新の利用実態を把握するために、イギリス・ドイツ両国でLOR宣言された案件を抽出した。調査対象の抽出には、UKIPOが提供するデータベース³⁾およびドイツ特許商標庁（以下、DPMA）が提供するデータベース⁴⁾を用いた。

UKIPOのデータベースからの抽出条件は以下のとおりである。

- ・ 出願日：2000/01/01～2018/12/31
- ・ 検索日：2020/07/01

DPMAのデータベース（Patents and utility modelsのExpert searchを使用）からの抽出条件は以下のとおりである。

- ・ Possible declaration on licences : Willing to grant licences declared
- ・ 出願日：2000/01/01～2018/12/31
- ・ 検索日：2020/08/31

上記の結果、イギリスでLOR宣言された特許9,694件、ドイツでLOR宣言された特許出願62,364件を抽出し、それぞれを調査対象とした。

4. 統計データ分析(イギリス・ドイツ)

イギリスおよびドイツにおけるLORの最新の利用実態について、調査結果を説明する。

イギリスのLOR宣言特許9,694件、ドイツのLOR宣言特許出願62,364件それぞれについて、利用の多い出願人国籍上位5か国の占有率を図1および図2に示す。

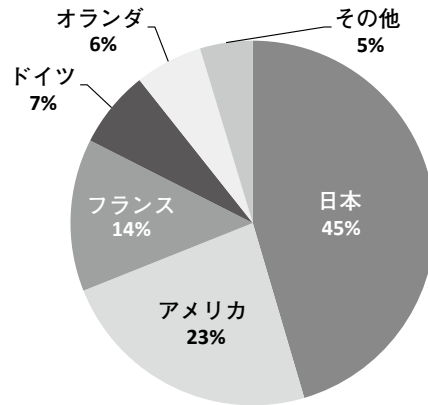


図1 イギリスにおけるLORの利用の多い出願人国籍（占有率）

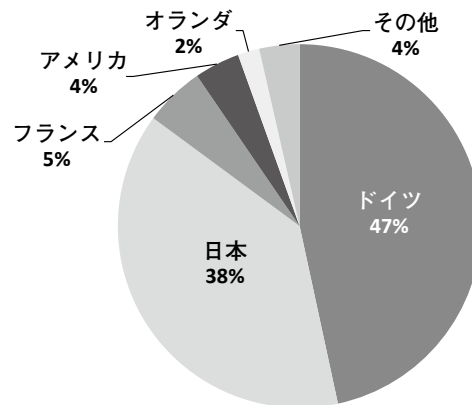


図2 ドイツにおけるLORの利用の多い出願人国籍（占有率）

図1および図2に示すとおり、LORの利用の多い出願人国籍上位5か国は、順位の入れ替わりはあるものの、イギリス・ドイツで同じ国（日本、アメリカ、フランス、ドイツ、オランダ）である。イギリス・ドイツのいずれも、この上位5か国でLOR宣言総数の約95%を占めており、LORを利用する出願人（または特許権者）の国籍には偏りがあることがわかる。日本は、いずれの国のLORでも4割前後を占めており、

少なくとも一部の出願人（または特許権者）にはLOR利用の一定のニーズがあると言える。

イギリスおよびドイツにおいてLOR宣言された案件について、出願年毎にその総数および上位5か国の件数の推移を調査した結果を図3および図4に示す。横軸は出願年、縦軸は出願件数である。図3に示すとおり、イギリスでは2002年から2012年にかけてLOR宣言が増加している。そのうち、2002年から2009年にかけては日本出願人のLOR宣言の増加が、2009年から2012年にかけてはアメリカ出願人のLOR宣言の増加が特に反映されている。

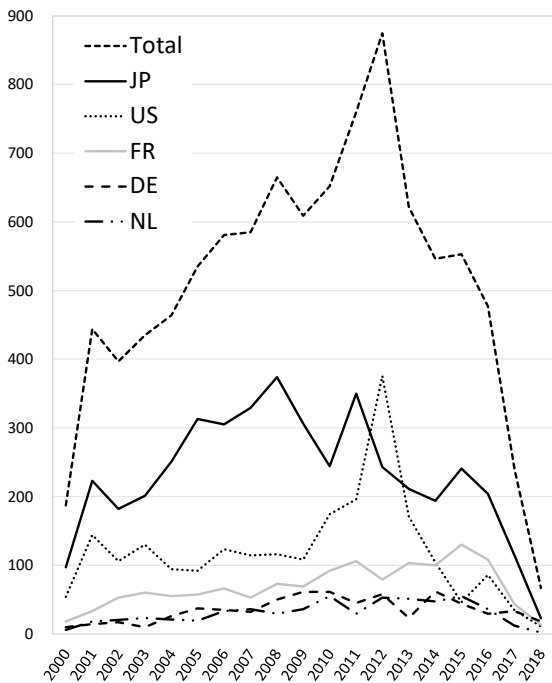


図3 イギリスにおけるLOR宣言総数および上位5か国の推移

図4に示すとおり、ドイツでは、LOR宣言された案件は減少傾向であることがわかる。日本は2008年頃に出願された案件がピークとなり、それ以降の出願は減少傾向である。また、その他の上位国においては、目立ったピークがなく、2000年以降減少傾向であることがわかる。

なお、2016~2019年に着目すると、図3のイギリスでは、2016年から2019年の減少幅はドイ

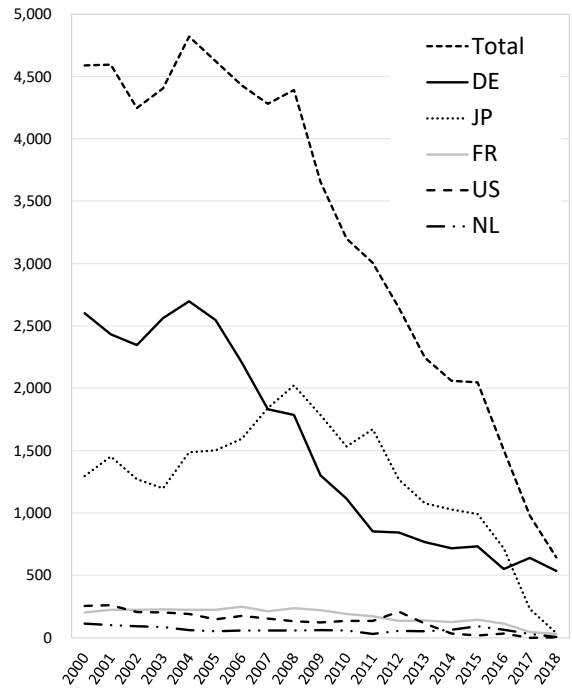


図4 ドイツにおけるLOR宣言総数および上位5か国の推移

ツよりイギリスの方が大きい。これは、設定登録後LOR宣言が可能となるイギリスと異なり、ドイツではLOR宣言が出願時から可能なためと推察される。

また、イギリス・ドイツ各国における特許出願件数と、そのうちLOR宣言されたものの割合を出願年毎に集計した結果をそれぞれ表1、表2に示す。イギリスの特許出願件数はUKIPOの公式統計⁵⁾より取得し、ドイツの特許出願件数はDPMAのデータベースより取得した。

表1に示すとおり、イギリスでは、出願件数は2010年から2012年にかけて増加しており、LOR宣言割合も同様に増加している。2012年から2014年、出願件数はほぼ横ばいであるが、LOR宣言割合は減少している。2014年以降は、出願件数、LOR宣言割合ともに減少傾向となっている。

なお、表1の括弧書きの箇所は参考値を意味している。例えば、2017年から2018年は、イギリスLORが特許付与後に宣言可能である点およ

表1 イギリスにおけるLOR宣言割合

CY	出願件数	LOR宣言件数	LOR割合
2000	N/A	187	N/A
2001	N/A	444	N/A
2002	N/A	397	N/A
2003	29,835	435	1.46%
2004	28,223	464	1.64%
2005	(17,488)	535	(3.06%)
2006	(17,484)	581	(3.32%)
2007	(17,375)	585	(3.37%)
2008	(16,523)	665	(4.02%)
2009	(15,985)	609	(3.81%)
2010	21,917	652	2.97%
2011	22,256	760	3.41%
2012	23,229	875	3.77%
2013	22,936	622	2.71%
2014	23,040	546	2.37%
2015	22,801	553	2.43%
2016	22,055	477	2.16%
2017	22,072	240	(1.09%)
2018	20,931	67	(0.32%)

表2 ドイツにおけるLOR宣言割合

CY	出願件数	LOR宣言件数	LOR割合
2000	136,549	4,589	3.36%
2001	151,559	4,595	3.03%
2002	159,628	4,248	2.66%
2003	169,146	4,403	2.60%
2004	195,144	4,820	2.47%
2005	312,800	4,624	1.48%
2006	344,521	4,429	1.29%
2007	356,426	4,280	1.20%
2008	361,743	4,390	1.21%
2009	349,416	3,654	1.05%
2010	387,363	3,200	0.83%
2011	443,289	3,006	0.68%
2012	474,779	2,645	0.56%
2013	506,554	2,245	0.44%
2014	537,579	2,060	0.38%
2015	511,868	2,048	0.40%
2016	495,109	1,505	0.30%
2017	503,121	979	0.19%
2018	501,204	644	0.13%

び2019年のイギリス特許の最終決定までの平均係属期間が37.0か月⁶⁾である点から、未だ係属中の案件が多いと考えられるため、LOR宣言割合は非常に低い値となっている。また、2005年から2009年の出願件数は出願時に代表出願人名およびその地域データが有効である場合の件数を示しており、それ以外の年のUKIPOに直接出願およびPCT出願された件数とは集計方法が異なるため参考値とした。

表2に示すとおり、ドイツでは、出願件数は増加傾向にあるものの、LOR宣言件数は減少傾向である。LOR宣言割合としてみると、2000年頃は3%程度であったが、2010年以降は1%を切っている。直近の出願については今後LOR宣言が行われる可能性もあるが、出願全体に対するLOR利用率は減少傾向であることがわかる。

イギリスおよびドイツにおいてLOR宣言された案件に付与されているIPC (International

Patent Classification, 国際特許分類)のセクションを調査した。

表3に示すとおり、イギリスにおいてLOR宣言された案件では、全9,694件中、Gセクション(物理学)が2,571件と26.5%を占める。次いで、Hセクション(電気)が2,350件と24.2%を占め、Bセクション(処理操作; 運輸)が2,157件と

表3 イギリスにおけるLOR宣言案件のIPC

分類	件数	占有率
A	594	6.1%
B	2,157	22.3%
C	115	1.2%
D	168	1.7%
E	80	0.8%
F	1,659	17.1%
G	2,571	26.5%
H	2,350	24.2%

22.3%を占める。反対に、Cセクション（化学；冶金）は115件と1.2%を占めているに過ぎず、イギリスのLORでは、化学系よりも機械系や電気系で積極的に利用されていることがわかる。

表4 ドイツにおけるLOR宣言案件のIPC

分類	件数	占有率
A	4,667	7.5%
B	15,989	25.6%
C	1,063	1.7%
D	1,386	2.2%
E	1,154	1.9%
F	14,136	22.7%
G	11,073	17.8%
H	12,896	20.7%

また、表4に示すとおり、ドイツにおいてLOR宣言された案件では、全62,364件中、Bセクション（処理操作；運輸）が15,989件と25.6%を占める。次いで、Fセクション（機械工学；照明；加熱；武器；爆破）が14,136件と22.7%を占め、Hセクション（電気）が12,896件と20.7%を占める。反対に、Cセクション（化学；冶金）は1,063件と1.7%を占めているに過ぎず、ドイツのLORでも、イギリスと同様に、化学系よりも機械系や電気系で積極的に利用されていることがわかる。

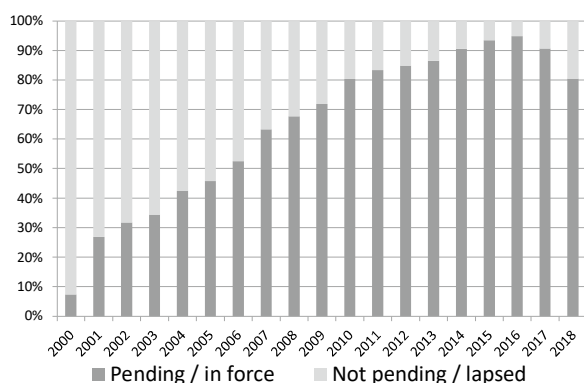


図5 ドイツにおけるLOR宣言案件の権利維持状況

図5は、ドイツにおいて出願年毎にLOR宣言された案件の権利維持状況（Pending or Not pending）を示す。ここで、横軸は出願年、縦軸はPending・Not pendingの割合を示す。

図5に示すとおり、出願年が新しいほど、権利維持されている案件（以下、維持案件という）の比率が大きくなる。とりわけ、2000年から2016年までの出願では、出願年と権利維持状況との間において新しい出願ほど維持案件の比率が大きかったといった相関性が見られる。一方で、2017年および2018年の出願では、2016年よりも維持案件の比率が小さいことがわかる。

表5 ドイツにおける権利失効の処分理由における割合

	2016	2017	2018
拒絶確定	18%	9%	6%
権利放棄	82%	23%	2%
優先権主張に伴う取下げ	0%	68%	92%

次に、ドイツにおいてLOR宣言された案件で2016年から2018年に出願されたもののうち既に権利が失効された案件（以下、権利失効案件という）の処分理由について調べた。

表5に示すとおり、2016年の出願では、出願人による権利放棄が最も多く82%を占めるのに対し、2017年の出願では、優先権の主張に伴う原出願の取下げが最も多く68%を占め、2018年の出願においても、2017年の出願と同様に、優先権の主張に伴う原出願の取下げが最も多く92%を占める。このように、2017年および2018年の出願では、優先権の主張に伴う原出願の取下げを処分理由とした権利失効案件の割合が、2016年の出願に比べて多かった。

このことから、2017年および2018年の出願では、出願後直ぐにLORを宣言したものの優先権主張に伴って出願後1年経たずして取下げられた案件が相当数を占めており、このことが2016

年よりも維持案件の比率が小さくなった要因であると推察される。

また、以上のように、ドイツでは、出願と同時期あるいは少なくとも優先期限前の早い時期にLORを宣言する案件が相当数存在することが確認された。これらの案件のように、出願直後から維持年金の減額を享受できることもドイツのLORの特色であると言える。

図6に、イギリスにおける2002年から2019年までの宣言年別のLOR宣言件数推移を示す。ここで、横軸はLOR宣言年、縦軸はLOR宣言を行った国の上位5か国のLOR宣言件数である。また、表6は2000年から2018年までにおいて、イギリスでLOR宣言を行った出願人の上位10社を調べたものである。ドイツに関してはデータベースで宣言年の検索が困難であるため割愛する。

イギリスにおけるLOR宣言を行った上位5か国は日本、アメリカ、フランス、ドイツ、オランダである。調査国であるイギリスは上位5か国に入っていない。

図6を見ると日本が2010年頃から件数が上昇し、2014年に一度アメリカに抜かれているがその年以外はほぼ1位となっている。件数的にも日本は2位のアメリカに比べて直近の2017年以降は2倍以上の宣言を行っており突出して多い。

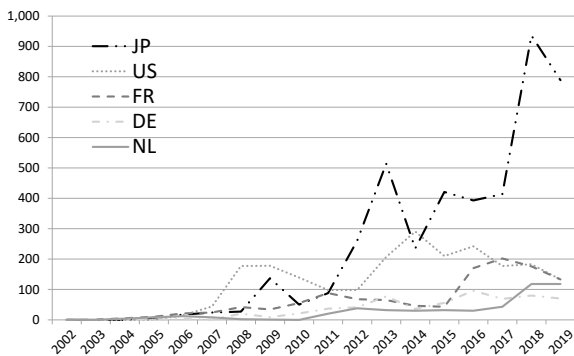


図6 イギリスにおけるLOR宣言件数上位5か国の件数

また、表6に示す通り、イギリスにおいてLOR宣言された件数は全9,694件であり、上位10社が8,058件と約83%を占める。

1位、3位、6位が自動車メーカーであり、残り7社が電機関連メーカーである。上位10社が自動車メーカーと電機メーカーで占められているため、これら事業分野においてLORを活用しやすい環境であると考えられる。上位10社の内、自動車メーカーは3社であるがその宣言件数が45%を占める。

また上位10社の日本企業に限ると宣言件数の約77%が自動車の分野の出願となる。このため、図6の日本のLORの宣言件数の推移は日本の自動車の分野の傾向を強く受けていると推測される。また、上位10社内アメリカ企業に限ると100%電機の分野である。このため、図6のアメリカのLORの宣言件数の推移は電機の分野の出願傾向であると推測される。

表6 イギリスにおけるLOR宣言件数の多い出願人

	出願人	件数	
1	自動車メーカーA社	2,320	JP
2	IBM	1,932	US
3	PSA Automobiles	873	FR
4	Philips	616	NL ※
5	MIELE & CIE	448	DE
6	自動車メーカーB社	444	JP ※
7	電機メーカーC社	429	JP ※
8	トムソン	420	FR ※
9	電機メーカーD社	387	JP ※
10	NCR Corporation	189	US
	累計 (TOP10)	8,058	83.1%
	総計	9,694	

※グループ会社名義の出願及び名称表記ゆれ等を含んだ件数

5. 特定企業の特許戦略分析

5.1 LOR宣言時期に基づく分析

各社のLOR利用形態を調査するためにLORの宣言時期の分析を行った。本分析対象は、LORの宣言日を機械的に抽出できるイギリスのみとした。イギリスでLORが宣言された特許は9,694件あり、登録日からLOR宣言日までの平均日数は542.6日であった（調査日：2020年7月）。

以下に企業毎のLOR利用形態について記載する。

図7はE社（情報通信）のLOR宣言時期と宣言件数を示す図である。ここで、横軸はLOR宣言年、縦軸左と棒グラフは登録日からLOR宣言日までの経過日数、縦軸右と折れ線はLOR宣言件数を示す。

E社は、2007年以降1,928件のLOR宣言をイギリスで行っており、2010年からはLOR宣言時期が大幅に早まっている。2009年までは登録日からLOR宣言日までに700日以上を費やしていたものが、2010年以降は100日程度まで短縮している。特に2017年以降は40日未満で推移している。図7から2010年以降のE社では、LOR宣言を登録時に行うべく戦略を変更したものと考えられる。E社のように特許登録時にLOR宣言する企業を、本調査では登録時宣言タイプと呼ぶ。

次にF社（輸送用機器）の分析結果を紹介する。F社もまた登録時宣言タイプに分類される企業である。図8にF社のLOR宣言時期と宣言件数を示す。横軸と縦軸は図7と同様である。

F社では、2008年以降2,494件のLOR宣言をイギリスで行っており、2014年頃からLOR宣言時期が段階的に早まっている。2013年頃までは登録日からLOR宣言日までに1,000日以上を費やしていたものが、2014年以降は短縮の傾向を示しており、特に2019年には105日となっている。F社では2012年以降LOR宣言件数を増やすとともに2017年以降はLOR宣言を登録時に行う戦略へとシフトしている。

次にG社（電気機器）の分析結果を紹介する。G社は、E社やF社とは異なり、定期的宣言タイプに分類される企業である。図9はG社のLOR宣言件数を示す図である。横軸はLOR宣言月、縦軸はLOR宣言件数を示す。

G社では、2009年、2012年、2015年、2016年にまとめてLOR宣言を行っている。G社のLOR宣言件数は2009年以降385件であり、登録日からLOR宣言日までの平均日数は1,069日となっている。G社のLOR利用形態は、登録時にLOR宣言の可否を検討もしくは確定している登録時宣言タイプとは異なるものとなっている。定期的宣言タイプのLOR宣言のタイミングとしては、事業が終了する等、事業ロードマップに変

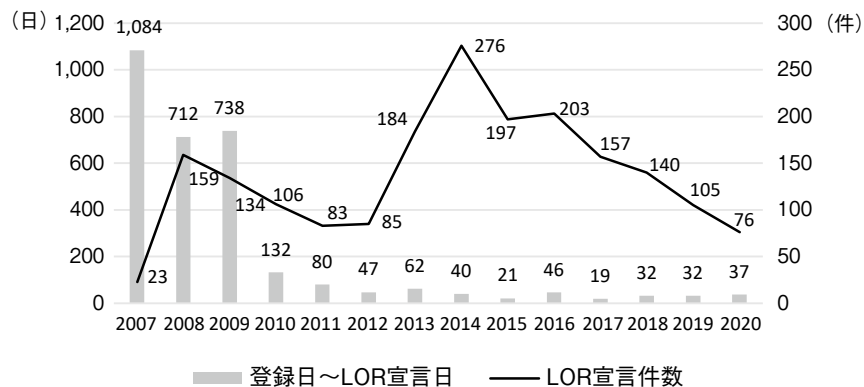


図7 E社のLOR宣言時期と宣言件数

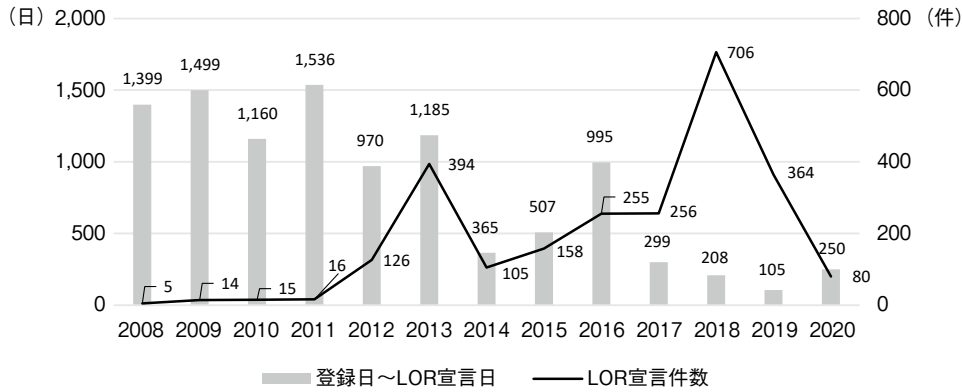


図8 F社のLOR宣言時期と宣言件数

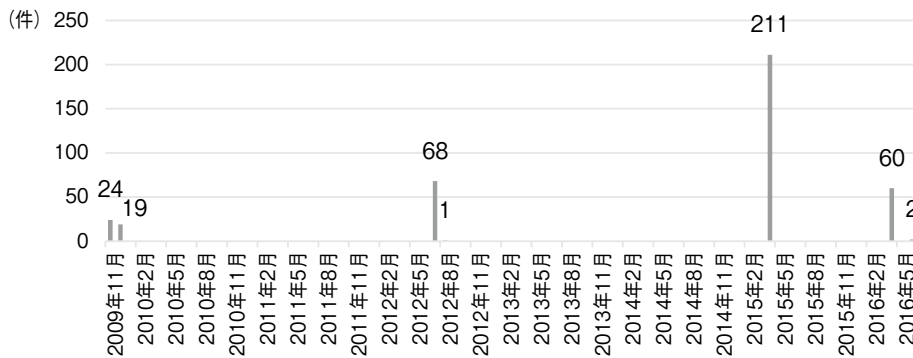


図9 G社のLOR宣言件数

化が生じたタイミングや定期的な特許ポートフォリオの見直しのタイミング等が考えられるが、G社が定期的にLOR宣言を行う戦略上の意図は確認できなかった。

5.2 大学・研究機関の分析

大学・研究機関におけるLOR利用形態を調査した。表7は大学・研究機関の出願人ランキング（出願人名にUniversityやInstitute等の文字を含むもの、一般企業との共同出願含む）である。ドイツにおいては2件以上、イギリスにおいては1件以上の大学・研究機関を抽出している。

ドイツのランキングにおいて19法人のうち、11法人が日本の国立大学である。イギリスのランキングでは14法人のうち、5法人が日本の国立大学である。日本の国立大学の件数は突出して多いことが注目される。

表7 ドイツ・イギリスにおける大学・研究機関のLOR件数

ドイツ（2件以上）		イギリス（1件以上）	
大学／研究機関名	件数	大学／研究機関名	件数
国立大学A（日本）	9	国立大学G（日本）	3
Genesis Research Institute	7	国立大学A（日本）	2
国立大学B（日本）	7	中川研究所	2
国立大学C（日本）	5	Carnegie Mellon University	1
Advenchen Laboratories	4	Coventry University	1
国立大学D（日本）	4	大学共同利用機関法人	1
国際電気通信基礎技術研究所	3	Lancaster University Business Enterprises	1
Carnegie Mellon University	3	熊本大学	1
名城大学	3	The University of Lancaster	1
国立大学E（日本）	3	The University Of Nottingham	1
静岡大学	3	国立大学F（日本）	1
国立大学F（日本）	3	国際電気通信基礎技術研究所	1
国立大学G（日本）	3	国立大学B（日本）	1
大学共同利用機関法人	2	M Hikari & Energy Laboratory	1
自然科学研究機構	2		
The Regents of The University of California	2		
九州大学	2		
熊本大学	2		
山口大学	2		

これは独占実施によって利益を上げることよりも、技術を広くライセンスして広く世の中に普及させたいという研究姿勢によると思われる。また大学における特許関連の予算が少ないことにも起因している可能性がある。

なお、ドイツに比ベイギリスにおける利用件数が少ないのは、そもそもの利用件数の違いによるものと推察される。

では、大学・研究機関での活用含め、LORの戦略的活用は、どのようにしたらよいのであろうか。

いくつかの無償開放している技術(空調技術、電気自動車、二次元コード)についてLORの活用状況を調査した。空調技術、電気自動車においては活用事例が見つからなかったものの、二次元コードの分野においてLORの活用事例が見つかった。

各社の戦略にもよるが、市場を独占するよりも技術を広く普及させることを重視している場合、例えば、標準化技術や特許の無償開放を戦略とする場合にコスト面で有効な選択肢になりうるのではないかと考えられる。

ここで検討すべきは、権利行使とのバランスである。ライセンスに応じてもらえない場合に権利行使を予定としている場合にはLORは選択肢として取りにくい場合がある。また、無償開放であってもその期間や条件を定めている場合、敵対的権利行使に対するカウンターとしての権利行使を留保している場合などは、その利用を踏みとどまることが考えられる。

このように特許の使い方を見据えたうえでLORを戦略的に活用できれば、そのメリットを享受できる。

6. LORの考察と活用

6.1 LORの考察

今回の利用実態調査により、日本は、イギリ

ス・ドイツの何れにおいても、出願人国籍別LOR宣言件数で2位以内にランクインしていることがわかった。更に、LOR宣言年に対するLOR宣言件数を見る限りでは、日本を中心に近年増加傾向があることが確認できた。

一方で、日本では、LORに類似する制度として、開放特許情報データベースがある。開放特許情報データベースでは、開放特許の有効活用を行うため、開放特許がデータベース化され、提供されている。

開放特許情報データベースでは、開放特許の情報を提供するに留まり、LORのような法的な効果はない。具体的には、特許権者はライセンスを拒否することができ、更に、特許料の減額も存在しない。また、ライセンス条件の決定は当事者間の交渉に委ねられ、特許庁がライセンス条件の決定に関与することはない。

このように、開放特許情報データベースは、特許権者にとっては、ライセンスを拒否できる点では使いやすいものの、特許料の減額がない点でLORより利用する動機付けが弱い。また、ライセンスを申し入れる第三者からすると、特許権者からライセンスを拒否される恐れがあり、特許庁によるライセンス条件の裁定もないことから、確実にその特許を実施できるか保証されていない点でLORより使いにくい。

DPMAのデータベースでも、上述の開放特許情報データベースへの登録に類似する制度として、ライセンスする意思のある非拘束な宣言(Non-binding interest in granting licences declared)を登録することができる。しかし、DPMAのデータベースで調査したところ(2020年11月17日時点)、当該宣言をした特許件数(約11万件)は、LORを宣言した特許件数(約22万件)の半数程度に過ぎず、LORの方がニーズが大きいことがわかる。

そして、国際的に見ると、中国では、未利用特許の多さを背景に、特許実施促進を図るべく、

2021年6月1日施行の中国専利法第4回改正法によって、LORに相当する開放許諾制度が創設されることが決まった。

ドイツ・イギリスのLORの利用実態を国籍別にみると、日本は1位・2位を占める地位にあり、自国民の出願でないにもかかわらず、高い利用率を誇っている。

また、特許庁は、令和3年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方 とりまとめ」⁷⁾を発表し、その中でオープンイノベーションを促す新たな制度導入として、LORを検討していることがわかっている。また、日本知的財産協会にて2019年9月に行った、諸外国の特許制度の導入を希望するか否かについてのアンケート調査では、LORを希望すると回答した回答者の割合は54.9%と報告⁸⁾されている。

また、昨今の時代の変化として、我が国でも自社の知財権を無償でライセンスすることを表明する企業も現れており、無償開放特許にLORが活用されている事例も本調査では確認された。独占排他性ではなく開放を主目的とした活用を意図する権利者にLORを用意することは、こういった時代の変化に応えるものとなる。

このため、日本においてもLORの導入は検討に値すると考えられる。

一方で、既にLORを導入した国では、一定のLORの利用があることは確認できるものの、全体として利用率は低く、利用促進には制度改善の余地がある。

LORの利用を妨げる要因として、次のことが考えられる。イギリスでは、侵害訴訟の訴訟手続きにおいて被告がUKIPO長官の定める条件の下にライセンス取得を約束すれば差止命令を裁判所は出すことができなくなり（特許法46条(3)(c)）、ドイツでは、LOR宣言された発明の実施を希望する者から、発明の実施の意思が特

許出願人又は特許権者に通知されるとLOR宣言が取り下げられなくなる（特許法23条(7)）といった制度となっている。このため、特許権者の立場では、LOR宣言後、所定の要件を具備した場合に差止請求権等の特許権の効力に制限が課せられることによって、第三者の故意の侵害を誘発する点が懸念される。また、特許権者とライセンス希望者のどちらの立場でもいえることだが、当事者間のライセンス交渉が不調に終わった場合には、特許庁での裁定によってライセンス条件を定めることができるため、裁定で自己が望まないライセンス条件となることへ懸念がある。この他、条件交渉の決着時期が不透明であること等、ライセンス条件の予測可能性がないこと等が考えられる。実際に、先に紹介した日本知的財産協会の2019年9月アンケート調査でも、LOR導入を希望しない主たる理由として、ライセンス条件面が現実的なものになるか不透明という理由が紹介されている。

LORの利用を妨げるこれらの要因に対しては、例えば、次の解決策が考えられる。LOR宣言をした特許を侵害した者に対しては、懲罰的損害賠償や差止請求権を認める。望まないライセンス条件への懸念に対しては、LOR宣言時に、ライセンス額等の特許権者側が希望するライセンス条件も公表できるようにする、もしくは、ドイツのようにライセンス料率に関するガイドラインを整備する。条件交渉の決着時期の予測可能性の問題については、ブラジルのLOR⁹⁾にあるように、LOR申請時に実施料、支払条件、実施権の範囲、技術的支援の有無等を設定することで双方の予測可能性を高めて、早期の決着が期待できる。その一方で、過去の調査では、具体的な実施許諾条件の義務付けを懸念する意見¹⁰⁾もあるため、具体的な実施許諾条件を提示した企業はより特許料の減額率を優遇する等、2段階の設定とすることも考えられる。また、ガイドラインやライセンス条件の事前設定により、

ライセンス交渉等の手間を省略することができれば、ライセンスに不慣れな中小企業の知財権の活用促進に役立つ。

LORを導入すれば、特許料の削減という理由で、特許権者の利用は見込まれる。しかしながら、特許料削減を目的とする利用に留まり本来LORに期待されている、特許流通の促進が達成できなければ、十分な制度とは言えない。特に、LORを導入する特許庁にとっては、特許料納付が減少する制度となるため、そのデメリットを上回る利点が確保できる制度設計とすることが必要になると考えられる。例えば、ライセンスしても良い企業の条件を開示させることで、異業種間のビジネスマッチングの機会を付与することとなる等、特許権者及びライセンシーの双方の企業価値が高まる制度設計が考えられる。これによって、企業活動が活発化し、企業価値が高まり、新たな創作がなされ、特許出願件数の増加にもつながれば、特許庁への特許料納付が減少するというデメリットも解消されよう。

このように、特許権者およびライセンシーにとって、ライセンスしやすい制度設計が望まれよう。

6. 2 LORの活用

今回の調査により、自動車メーカー・電機メーカー等の一つの製品に多くの特許が使われやすい製品分野の企業でLORが積極的に活用されていることが分かった。これは、互いに特許を使い合う関係が生じやすいため、差止請求が難しく、LORのデメリットが生じにくい分野であることがLOR利用促進につながっているものと推察される。

その一方で、化学分野など、特許出願数が相対的に少なく、特許1件の価値が大きくなりやすい分野では、LORの利用が少なかった。特許1件が事業収益に直結しやすい分野では、特許の独占排他性を捨ててまで、LORを宣言するメ

リットが見出しにくいことが理由と考えられる。

なお、LOR利用による特許1件のコスト削減効果としては、権利を20年維持し、全期間特許料を支払った前提で、ドイツで約32万円(1ユーロ=121円前提)、イギリスで約17万円(1ポンド=135円前提)である。

次に、ライセンス料率について述べる。ドイツに関しては、一定の料率の目安があることがわかった。ライセンス料率に一定の予測可能性があることとなり、特許権者は本料率を参考にLOR宣言可否を検討することができる。また、ライセンスを申し入れする第三者の立場では、気になる他社のLOR特許があった場合に、このライセンス料率を参考にライセンスの申し入れ可否を検討することができる。

また、今回の調査で特定企業の利用形態調査を行ったところ、LOR宣言時期の観点から、登録時宣言タイプの企業と定期的宣言タイプの企業に分類できた。前者は、個々の特許の登録時にLOR宣言可否を検討・確定させる一方で、後者は事業ロードマップの変化に応じた判断をするという違いがある。

また、比較的技術を広く普及させたいバックグラウンドを有する法人では、LORが相対的に利用されている傾向があった。

LORの利用の是非を検討するにあたっては、LORが積極活用されている組織との一致点・相違点を踏まえて検討すると良いと思われる。

7. おわりに

今回の調査では、ドイツ・イギリスを中心にした最新のLORの調査を行い、特定企業の活用実態を含めた利用実態の特色を明らかにすることができた。

LORの利用は、特許料削減・未利用特許の利用促進といったメリットがある一方で、LORを利用していない企業が大多数であるのが実態である。その中には、LORの利用実態やメリット・

デメリットが十分に整理されておらず、LORの活用に至っていないことも考えられる。

そういった企業にとって、本稿がLORの活用検討の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 財団法人知的財産研究所 (2009) 「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」
- 2) 井上 敦, 知財管理, Vol.63, No.10, pp.1681-1687 (2013)
- 3) UKIPO, Patents Endorsed Licence of Right (LOR),
<https://www.ipo.gov.uk/p-dl-licenceofright.htm>
(参照日: 2020.7.1)
- 4) DPMA, DPMAregister,
<https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/experte>
(参照日: 2020.8.31)
- 5) UKIPO, 公式統計,
<https://www.gov.uk/government/statistics/facts-and-figures-patent-trade-mark-design-and-hearing-data-2019/facts-and-figures-patent-trade-mark-design-and-hearing-data-2019#main-points>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/456097/Facts_and_Figures_2015.pdf
- 6) WIPO, WORLD INTELLECTUAL PROPERTY INDICATORS 2020,
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2020.pdf
(参照日: 2021.3.11)
- 7) ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方 とりまとめ－産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会－,
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html
(参照日: 2021.2.18)
- 8) 特許第1委員会 第4小委員会 知財管理, Vol.71, No.1, pp.17-27 (2021)
- 9) ブラジルにおけるライセンス・オブ・ライト (実施許諾用意制度),
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/8310/>
(参照日: 2021.2.18)
- 10) 前掲注1)

(原稿受領日 2021年4月26日)